

# 令和2年度農畜産物盗難対策事業補助制度をご利用ください。

## 農畜産物盗難対策事業補助制度とは

農畜産物の盗難被害をなくすため、盗難対策に必要な機械及び資材(盗難対策資材)購入費用の1/2(上限4万円)を補助する制度です(送料及び人件費は除く)。

**令和2年12月1日以降に購入した資材が対象となります。**

### 補助対象の例

防犯カメラ、ネット、センサーライト、柵、鎖、鍵、「侵入禁止」等の看板

申請期間 令和3年1月4日(月)から令和3年2月26日(金)まで(必着)

## 補助の流れ

### ① 御浜町役場に申請書類の提出

#### 申請物 5点

- 盗難対策資材の領収書
- 申請者の印鑑
- 申請者の口座番号
- 資材及び設置状況の写真
- 設置場所が確認できる図面



### ② 指定口座にお振込

## 申請の前にチェック!

- この補助制度をご利用できる方は、町内に「農地を有する者及び農業法人」となります。ただし、いずれも他市町にて同様の補助金を申請したものは除きます。
- 申請できるのは1名または1団体につき、**年度中1回限り**となります。

## 農畜産物盗難対策は地域ぐるみで 取り組みましょう!!

お問い合わせは 御浜町役場 農林水産課 農業振興係 (Tel 3-0517)